

< 車輛規定 >

平成 22 年度版

作成 平成 22 年 2 月 6 日



“NANKAI” AUTO POLIS mini-MAX 4時間耐久ロードレース

- 目次 -

	ページ
1. STクラス車両規定	3
1-1 参加車両	3
1-2 ゼッケン	3
1-3 フレーム	3
1-4 エンジン	3
1-5 ミッション	3
1-6 KSR-風-STクラスについて	3
1-7 吸気系	4
1-8 排気系	4
1-9 燃料系	4
1-10 サスペンション	4
1-11 ブレーキ	4
1-12 外装の変更	4
1-13 灯火類(照明)	5
1-14 計器類	5
2. SSクラス車両規定	6
2-1 ゼッケン	6
2-2 エンジン	6
2-3 吸気系 (2サイクル 4サイクル共通)	6
2-4 燃料系	6
2-5 車体に関して	7
3. OPENクラス車両規定	7
3-1 ゼッケン	7
3-2 エンジン	7
3-3 ミッション	8
3-4 吸気系	8
3-5 燃料系	8
4. FLクラス車両規定	8
4-1 ゼッケン	8
4-2 エンジン	9
4-3 吸気系	9
4-4 排気系	9
4-5 燃料系	9
4-6 車体に関して	9

1. STクラス車輛規定

mini-MAX STクラスに参加する車輛は、「安全の為にかならず行わなければならない改造」、さらに「STクラス車輛規定」を満たさなくてはならない

1-1 参加車輛

- (1) APE-ST ホンダ APE100及び XR100モタード
- (2) NSR-ST ホンダ NSR50及び NSR-mini(NSR-miniは NSR50相当の仕様に変更が必要)
- (3) KSR-風-ST カワサキ KSR110
- (4) D-TRK-ST カワサキ D-TRACKER125及び,KLX125

1-2 ゼッケン

- (1) APE-ST ホンダ APE100及び XR100モタード
ゼッケンベースは白色とし、ゼッケン数字は黒色とする。
- (2) NSR-STホンダ NSR50及び NSR-mini
ゼッケンベースは白色とし、ゼッケン数字は赤色とする。
- (3) KSR-風-ST カワサキ KSR110
ゼッケンベースはライムグリーンとし、ゼッケン数字は白色とする。
- (4) D-TRK-ST カワサキD-TRACKER,KLX125
ゼッケンベースは白色とし、ゼッケン数字は緑色とする。
- (5) 車検時にそれぞれの車輛のゼッケンが判別困難と判断された場合は車検時間内に修正しなければならない。

1-3 フレーム

- (1) ステアの追加・突起物の取り外し
 - ① ゼッケンプレート・メーター・シート等の取付けを目的としたステアの追加は認められる。
 - ② 突起物の取り外しは認められる。 XR100モタードのタンデムステップはフレームにステアが溶接されている為、ステップのみ取り外すとステアが突起物として残ってしまうので、ステアを切断するか又はステアがむき出しにならない様に柔軟な物で覆うこと。
- (2) フットレスト・ペダル・レバーの変更は認められる。

1-4 エンジン

- (1) 下記エンジン部品については変更が認められる。
 - ① スパークプラグ・プラグコード
 - ② アクセルワイヤー・クラッチワイヤー・スロットルグリップ(ハイスロの使用を認める。)
 - ③ CDI ユニット・イグニッションコイル
 - ④ ワイヤーハーネス
 - ⑤ 純正オーバーサイズピストンの使用は禁止する。
- (2) リミッター解除装置の取り付けは認める。

1-5 ミッション

前後スプロケットチェーンのファイナルレシオの変更は認められるが、その他の変更は認められない。

1-6 KSR-風-STクラスについて

規定及び改造範囲をKAZE KSR110レース(STクラス)の車輛改造規定に統一する。

1-7 吸気系

- (1) ジェット・ニードル・ジェット類・スロットルバルブの変更を認める。
上記以外の改造・変更は禁止する。
- (2) エアクリーナーエレメントは変更もしくは取り外すことができる。
- (3) 吸気制限部の加工

①KSR110はエアクリーナーボックス内の隔壁の切除を認める。



②KSRのエアクリーナーボックス内の隔壁は切除してよい。
それ以外のエアクリーナーボックスの加工は禁止する。

1-8 排気系

- (1) エキゾーストマフラーの交換を認める。
※マフラーをセンター出しにする場合も、フェンダーの加工、取り外しは禁止する。
※ナンバーブラケットは取り外す事
- (2) 2サイクルのエキスパンションチャンバー変更は禁止する。

1-9 燃料系

燃料タンク及びフューエルコック、フューエルラインの改造・変更は禁止する。

1-10 サスペンション

- (1) フロントサスペンションのスプリング、オイルおよび突き出し量の変更、車高調整する為のカラーを追加することが認められる。
- (2) リアサスペンションユニット本体は一般市販の単体型リアサスペンションユニットに限り交換することが認められる。サブタンクの付随する通称別タン式リアサスペンションユニットへの交換は認められない。
- (3) AEP100についてはXR100モタードの純正ホイール並びにブレーキまわりを装着するためにフロントフォーク及びスイングアーム、リヤサスペンションとそれに関連するXR100モタードの純正部品類に限り交換することを認める。。

1-11 ブレーキ

- (1) ブレーキホース・ブレーキオイル・パッド(シュー)の変更を認める。
- (2) APE100 は XR100 モタードの純正ブレーキキャリパー、ローター、それに関連するXR100 モタードの純正部品類に限り交換することを認める。

1-12 外装の変更

- (1) 規定以外の外装の変更は禁止する。
- (2) フロントフェンダー・リアフェンダーの加工や取り外し・取付け位置の変更は禁止とする。
ただし、フロントスタンドをかけるために最小限の穴あけ加工は認められる。ナンバープレート用ブラケットの取り外しも認められる。KSRに関しては一体型になっているが取り外しを認める。
(マフラーをセンター出しにする場合も含む)
APE100・XR100 モタード・KSR110 各車両のフロント及びリアフェンダーを変更することはできない。

- (3) APE100 は XR100 モタードの純正ホイール、ブレーキキャリパー、ローター、フロントフォーク、スイングアーム、リンケージ、フロントバイザー、ヘッドライトとそれに関連する部品を XR100 モタードの純正部品類に限り交換することを認める。
- (4) ゼッケンプレートの形状は2次平面の形状とし、極端に湾曲した空力効果が予測されるような形状は不可とする。また、その素材は柔軟な樹脂製で金属製のものは認めない。
- (5) すべてのST車輛のフロントゼッケンは2次平面の形状のプレートとし、フロントゼッケンベースを兼ねたアフターマーケット品のフロントバイザー、カウル類の装着を禁止する。
- (6) すべてのST車輛のサイドゼッケンは2次平面の形状のプレートとし、サイドゼッケンベースを兼ねたアフターマーケット品のカウル類の装着を禁止する。
- (7) **ジュラウドはメーカー出荷時に装着された純正品以外は認めない。変更は一切禁止とする。**
- (8) **ノーマル座席シートの取り外しは禁止する。乗車姿勢維持を目的とする最低限の加工・追加物を認める。追加物を装着した場合は、走行時に脱落しない様にする。**
- (9) NSR50及びNSR Miniの外装は著しくノーマルの外観から変わらない範囲で市販のFRP製品に交換する事を認める。(但し、カーボン素材は除く)
- (10) アンダートレイ装着のための加工は認められる。
- (11) ハンドルバーを変更することは認められる。

1-13 灯火類(照明)

- (1) 純正ヘッドライトを使用すること。ただし、APE100はXR100モタードの純正ヘッドライトおよびフロントバイザーを装着することができる。
- (2) テールライトはブレーキ時に点灯してはならない。
- (3) 純正ジェネレーターを使用する以外に、搭載バッテリーから電力を得てライトを点灯することが認められる。
- (4) 明るくする為にヘッドライトのバルブのみを交換することが認められる。
- (5) 車輛の後部には最低20cm²の赤色反射ステッカーまたはプレートを装着すること
- (6) リアテールライトは純正以外に変更することができるが、十分な照度が確保されていなければならない。LEDライトの使用は認められるが面積最低10cm²を保持すること。
- (7) ガラス製のフロントライトレンズまたはレンズカバー、および全ての材質のリアライトは飛散防止用クリアフィルムで全面を覆うこと。
- (8) 決勝レースでは理由の如何に関わらず灯火類が点灯できない場合はペナルティの対象となる。
- (9) NSR-miniでの参加は、NSR50のノーマルを使用することが望ましい。
 - ①10年度の特例としてフロントライトのLED化を認める。
 - ②その場合自車が確認できる十分な光量を確保すること。
 - ③フロントライト装着位置は、正面から確認できること。

1-14 計器類

- (1) 標準装着されている計器に追加・変更することが認められる。
- (2) タコメーター装着の為に、車輛へ最低限の加工をすることが認められる。
- (3) 速度取り出しギヤのみの取り外しは認められる。

2. SSクラス車輛規定

MMクラスをカテゴリー、車輛改造規定はそのままに SS(Super Stock)クラスに呼称を変更する。
mini-MAX SSクラスに参加する車輛は、「安全の為にかならず行わなければならない改造」、
さらに「SSクラス車輛規定」を満たさなくてはならない。但し、特例としてNSF100での参加を認める。

2-1 ゼッケン

- (1) ゼッケンベースの色は黄色とし、ゼッケン数字は黒色とする。
- (2) 車検時にゼッケンの判別が困難と判断された場合は車検時間内に修正しなければならない。

2-2 エンジン

(1) 4サイクルエンジン

- ①一般公道用車輛のエンジンをベースとし排気量116cc以下の空冷エンジンを使用。
(D-TRACKER125は除く)
 - ②ベースとなる車輛エンジンのクランクシャフトを変更・加工することなく制限までの排気量アップを認める。(即ち、ボアアップによる排気量変更のみ可能)
- ※エンジン主要部品(クランクケース・シリンダー・シリンダーヘッド)は交換不可。
但しボアアップ作業に伴う「シリンダー」の一般的に入手可能な市販部品への交換は可能。
この場合スリーブの材質は元の車輛からの材質変更は認めない。
- ※カムシャフト・バルブ・バルブスプリングの変更は、一般的に入手可能な市販部品への交換は可能。手作業による部品の研磨などは可能。
- ※シリンダーヘッドの加工は可能。
- ※ミッションは5速以内でのレシオ変更及びシフトドラムの交換は可能。
- ※クラッチプレートの枚数変更は可能。カバー類の加工及び交換は一般的に入手可能な市販部品のみ可能。遠心クラッチを手動式に変更するのは可能。湿式から乾式への変更は不可。

(2) 2サイクルエンジン

- ①一般公道車輛の排気量50cc以下のエンジンを使用。但しホンダNSR-Miniは参加可能。
- ※エンジンの主要構成部品(クランクケース・シリンダー・シリンダーヘッド)の交換及び変更は不可。
- ※シリンダーのポート加工及びシリンダーヘッド面研磨による圧縮比の調整は不可。
- ※クラッチプレートの枚数は変更可能。カバー類の変更は一般的に入手できる市販部品への交換は可能。
- ※ミッションの変更は不可。
- ※エキスパンションチャンバーの交換は可能。この場合有効な消音器を備えること。

2-3 吸気系(2サイクル 4サイクル共通)

キャブレターの口径は22mm相当に制限。エアクリーナーボックスの取り付けを推奨。
エアボックス内にラム圧(走行風導入パイプを含む)が掛かる構造のものは使用禁止。

2-4 燃料系

- (1) フューエルタンクには防爆材を充填すること。
※2輪メーカーより一般公道用として市販された車輛の純正タンクについては、
一切の改造・変更がない場合に限り、この条件を免除される。
※フューエルタンクが非金属製で、シュラウドをもたないタイプの車輛は、
タンクカバーの装着を義務つける。
- (2) フューエルタンクの最大容量は9リットルとする。
- (3) 給油口の改造を行なった場合の最大容量は5リットルまでとする。
- (4) 燃料はマシンにしっかりと固定されたひとつのタンク内に入れられるものとする。
- (5) メインタンク以外のサブタンクの使用は禁止する。
- (6) 給油の為に簡単に着脱出来る取り替えタンクを使用することは禁止する。

2-5 車体に関して

一般公道を走行可能な車輛をベースに改造された車輛であること。

- ①ホイールサイズは12インチのみ。(D-TRACKER125は除く)
- ②ボルトオンパーツによるフレーム補強は可能。
- ③必要部品取り付けを目的としたフレームへの加工・追加溶接は可能。
- ④余分なステーのフレームからの切除は可能。
- ⑤スイングアームの改造・交換は可能。但し、ベースマシンのサスペンション形式の変更は不可。
(2本サスから1本サスへの変更など)
- ⑥フロントサスペンションの交換は不可。但しベースマシンのブレーキ効力を高めるために施す加工・交換は可能。この場合一般的に入手可能な市販品のみ使用可能。
(APE・モンキーなどのドラム式からディスク式への変更など)
- ⑦リヤサスペンションの変更は可能。
- ⑧サーキット走行に十分な効力を発揮する前後ブレーキを有すること。
- ⑨外装関係部品は変更・交換可能。
- ⑩エキゾーストマフラーの変更・交換は可能。但し、近接排気音量は4,000rpm時に99dB/A以下とし、レース終了時の再車検時にこの規定値を越える音量確認された場合は失格とする。

3. OPENクラス車輛規定

- (1) mini-MAX OPEN (KSR) クラスに参加する車輛は「安全の為にかならず行わなければならない改造」さらに「OPENクラス車輛規定」を満たさなくてはならない
- (2) ベース車輛については150cc以下の海外生産車輛、輸出用車輛も含めた公道用一般市販車とする。
- (3) NSF100については市販レーサーではあるが、性能に大きな較差がないのでベース車輛として認める。
- (4) RS125およびTZ125等の市販レーサーの車体は使用できない。
- (5) カワサキD-TRACKER125については、公道用一般市販タイヤの使用を許可し、ホイールサイズは変更しなくてもよい。但し、カワサキKLX125においてはD-TRACKER125の14インチ純正ホイール及びタイヤに交換しなければならない。

3-1 ゼッケン

- (1) ゼッケンベースの色は黒色、ゼッケン数字は白色とする。
- (2) 車検時にゼッケンの判別が困難と判断された場合は車検時間内に修正しなければならない。

3-2 エンジン

- (1) 4サイクルエンジン

OPEN-1

- ① エンジンはAPE系縦型エンジンは100cc以下、モンキー/KSR系横型エンジンは116cc以下とし、エンジン型式は市販状態の冷却方法、弁機構を変更してはならない。
- ② クランクケースの加工は切削のみ認められる。

OPEN-2

- ① エンジンはAPE系縦型エンジン、モンキー/KSR系横型エンジンともに125cc以下とし、エンジン型式は市販状態の冷却方法、弁機構を変更したはならない。また、150cc以下126cc以上のベース車輛は125cc以下にスケールダウンしなければならない。
- ② クランクケースの加工は切削のみ認められる。

- (2) 2サイクルエンジン

- ① 一般公道用市販車で排気量65cc以下のエンジンを使用。
- ② クランクケースの加工は切削のみ認められる。

3-3 ミッション

- (1) ギヤボックスの材質・形状は一般市販されていないものに変更することを禁止する。
- (2) ミッションギヤ・プライマリーギヤを量産市販されていないものに変更することは禁止する。
- (3) ギヤは最大6速までとする。

3-4 吸気系

- (1) フューエルインジェクションへの変更・過給機を使用する事は禁止する。
- (2) エアクリーナーボックスの取り外しは認められるが、その場合はブローバイガスがキャブレターに吸入されるような措置をとること。
- (3) APE系縦型エンジン・2サイクルエンジンは、キャブレターインレット口径22mm以下、モンキー/KSR系横型エンジンはキャブレターインレット口径24mmとし、ともにエアリストラクターは装着しない。

※禁止事項

エアクリーナーBOX装着車のラム圧過給(走行風導入パイプ等も含む)の禁止
☆2サイクル車輻は2年間の暫定参加期間のみエントリー可能。

3-5 燃料系

- (1) フューエルタンクには防爆材を充填すること。
※2輪メーカーより一般公道用として市販された車輻の純正タンクについては、一切の改造・変更がない場合に限り、この条件を免除される。
※フューエルタンクが非金属製で、シュラウドをもたないタイプの車輻は、タンクカバーの装着が義務付けられる。
- (2) フューエルタンクの最大容量は9リットルとする。
- (3) 給油口の改造を行なった場合の最大容量は5リットルまでとする。
- (4) 燃料はマシンにしっかりと固定されたひとつのタンク内に入れられるものとする。
- (5) メインタンク以外のサブタンクの使用は禁止する。
- (6) 給油の為に簡単に着脱出来る取り替えタンクを使用することは禁止する。

4. FLクラス車輻規定(2010年新設)

- (1) ミニバイクコンストラクターの開発の場として、また、OPEN クラスのさらに上級のクラスとしてほぼ改造無制限の FL(Formula Libre)クラスを制定する。
- (2) mini-MAX FL クラスに参加する車輻は「安全のために必ず行なわなければならない改造」、さらに以下の FL クラス車輻規定を満たしていなければならない。
- (3) ベース車輻については国内、および海外での一般市販車輻をベースとする。ただし、RS125、TZ125、などの市販ロードレーサー、CRF150 などの市販モトクロスサーなどの競技専用車輻の車体のみを使用することは可能。シャシーは一般市販されていない試作品の使用も可能とする。
- (4) その場合、前後のホイールサイズは必ず 12 インチ以下に変更しなければならない。ホイールサイズの縮小に伴う、車体アライメントの変更、改造は可能とする。

4-1 ゼッケン

- (1) ゼッケンベースの色は赤色とし、ゼッケン数字は白色とする。
- (2) 車検時にゼッケンの判別が困難と判断された場合は車検時間内に修正しなければならない。

4-2 エンジン

FL クラスにおいては一般公道用車輛の 150cc 未満の4サイクルエンジンのみ使用が可能。

- ① 一般公道用車輛のエンジンをベースとし、以下に規定のそれぞれの総排気量の範囲内であれば市販状態の冷却方式、弁機構を変更することが可能。一般市販されていない試作品の使用も可能とする。150cc 未満 100cc 以上のベースエンジンは 100cc 未満にスケールダウンしなければならない。また、50cc をベースとするエンジンは以下の規定の排気量を越えるスケールアップをしてはならない。APE 系縦型エンジンは 100cc 未満、MONKEY/KSR 系は 116cc 未満の最大排気量とする。D-TRACKER/KSR125 については新型機種のため、暫定措置としてボア/ストロークの変更なし 125cc 未満とし、ボア/ストロークを変更する場合は 100cc 以上 125cc 未満でなければならない。
- ② ベースとなる一般公道用車輛のエンジンのクランクシャフト、コネクティングロッドの加工、交換は形状、材質を問わず可能。一般市販されていない試作品の使用も可能とする。
- ③ クランクケースは交換不可。ボアアップ、冷却方式、弁機構の変更に伴うシリンダ、シリンダヘッドの交換は可能。それに伴うクランクケースの加工は可能。
この場合一般市販されていない試作品のシリンダ、シリンダヘッドの使用も可能とする。
- ④ カムシャフト・バルブ・バルブスプリングの変更は、一般市販されていない試作品の使用も可能とする。
- ⑤ クラッチは自動から手動、ワイヤーから油圧、プレートの枚数、スプリングの交換、湿式から乾式への変更などが可能。一般市販されていない試作品の使用も可能とする。

※最大排気量 100cc の設定は高性能化、及び最高速度の抑制、並びに本来の“ミニバイク”という呼称にふさわしい排気量として制定した。125cc 無制限の改造では全日本ロードレースと同等のハイレベルになってしまうことが予測され、OPEN、SS クラスとの混走の危険性を回避するためでもある。

4-3 吸気系

- (1) フューエルインジェクションへの変更は認めるが過給機の装着は禁止する。
D-TRACKER/KSR125 などのフューエルインジェクション標準装着車についてはフューエルインジェクション本体をキャブレターへ換装することを認める。
- (2) エアクリーナーボックスの取り外しは認められるが、その場合はブローバイガスがキャブレターに再度吸入されるような構造であること。
- (3) キャブレターインレット径の口径制限は規定しない。
- (4) ラム圧過給を認める。

4-4 排気系

- (1) エキゾーストマフラーの形状、材質等は自由であるが、音量は 4,000rpm 時 99dB/A 以下とする。
- (2) エキゾーストマフラーの形状は自由であるが、後端排気部分が車輛全長の後端より後方にはみ出てはならない。

4-5 燃料系

OPEN クラスに順ずる。

4-6 車体に関して

エンジンのみ一般公道を走行可能な車輛をベースとすれば、車体は市販車輛の改造、あるいはオリジナルで製作された車体を問わず使用が可能。ただし、主催者が危険とみなされた改造、あるいはオリジナル製作の車体については出場を拒否する。

- ①ホイールサイズは 12 インチのみ。
- ②サーキット走行に十分な効力を発揮する油圧式ディスクブレーキを前後に有すること。